
造血幹細胞移植検体の至適な保存とその活用

～非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植における 検体保存事業検体保存事業について～



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

造血幹細胞移植推進事業フォーラム

平成29年3月4日(土)

日本赤十字社 血液事業本部

技術部 次長 高梨 美乃子

1_事業概要

非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植における検体保存事業（検体保存事業）については、これまで(公財)日本骨髄バンクが実施主体として行ってきたが、平成27年度から造血幹細胞提供支援機関の業務とされたことから日本赤十字社が引き継ぐこととなった。

【参考】(公財)日本骨髄バンクから日本赤十字社に移管された検体及び同意書数
12,506本/枚（6,253症例）

平成27年度中は従来の実施体制を継続し事業を実施し、平成28年度からは、日本赤十字社の血液事業研究倫理審査委員会により承認された「非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植における検体保存事業実施計画書」（以下「実施計画書」）に基づき新たな体制で実施している。

本フォーラムでは以下の項目について報告する。

- ①研究用検体の分譲について
- ②実施計画書の変更について

2_分譲再開について

再開時期：平成29年3月

- 保管施設：① 移植日から10年以内の検体
日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センター
- ② 移植日から11年以上経過した検体
学校法人 東海大学

申請窓口：上記①、②ともに（一社）日本造血細胞移植データセンター

分譲対象：DNAのみ

備考：①一部の検体は分譲依頼後にDNA抽出を行うことから、分譲までに時間を要する場合がある。

②送料については研究機関にご負担いただく。

【保管対象検体】

移植日が平成16年度以降の検体については、ドナー・患者の検体が対となって採取されている症例のみを保管していること。

3_実施計画書の変更について

平成29年度に予定されている個人情報保護法改正及び関連する研究指針の改訂に伴い実施計画書の一部改訂を検討している。

(1) 改訂次期

平成29年度中

(2) 検体採取施設への連絡

平成29年度4月時点で造血幹細胞移植施設として認定を受けている施設の施設長及び診療科にそれぞれ文書にて連絡する。

なお、改訂された実施計画書については、日本赤十字社の運営する「造血幹細胞移植情報サービス」に掲載を予定していること。

「造血幹細胞移植情報サービス」

<http://www.bmdc.jrc.or.jp/specimen/index.html>